

学校教育力向上支援事業（さぬき学びの支援隊）実施要項

香川県教育委員会

1 目 的

学校教育力向上支援事業（以下「事業」という）は、退職教職員を登録し、学校からの要請に応じて派遣することにより、県内市町立小中学校（以下「小中学校」という）の教職員の資質・能力の向上等に資することを目的とする。

2 事業内容

（１）事業の実施に当たっては、次の条件に該当する退職教職員を広く募り、適当と認められる者を登録する。

- ① 県内の公立学校において、教職員として１０年以上（臨時的任用、講師等としての在職期間を除く）の勤務経験を有し、教育に熱意を有すること。
- ② 教職員としての在職期間において、懲戒処分を受けていないこと。
- ③ 本要項の規定により登録抹消された者でないこと。

（２）退職教職員は、小中学校において、派遣先小中学校長の指示のもと、次に掲げる活動を行うものとする。

- ① 校内研修や保護者研修における講師
- ② 若年教員等の授業の改善に向けた指導・助言
- ③ 教員からの個別の相談への対応
- ④ 授業準備や教材作成
- ⑤ 放課後や別室での学習指導の補助
- ⑥ 生徒指導の補助
- ⑦ 養護教諭の補助
- ⑧ 学校事務の補助

（初任者の事務職員及び臨時的任用の事務職員が一人配置される学校に派遣する。）

- ⑨ その他、香川県教育委員会教育長（以下「県教育長」という）が適当であると認める活動

（３）退職教職員の教員支援に対する派遣については、予算の範囲内で原則として、１回当たり３時間または４時間、１校当たり年間７０時間を限度とする。また、退職教職員の事務職員支援に対する派遣については、予算の範囲内で原則として、１回当たり３時間または４時間、１校当たり年間６０時間を限度とする。ただし、派遣時間については、要望に添えない場合がある。

（４）派遣日は、派遣を依頼する小中学校長の希望する日のうち、授業日を原則とする。

（５）退職教職員の登録及び派遣等に関する事務は、香川県教育センター（以下「センター」という）で行う。

3 登録手続

（１）登録をしようとする退職教職員は、退職教職員登録申込（様式第１号）及び誓約書（様式第２号）を香川県教育センター所長（以下「所長」という）へ提出するものとする。

（２）センターは、登録申込を受理したときは、遅滞なく香川県教育委員会事務局義務教育課長と協議し、適当と認めるときは退職教職員として登録する。

（３）前項の規定により登録したときは、センターは遅滞なく登録証（様式第３号）によりその旨を登録申込者へ通知する。

4 登録の抹消

（１）所長は、各号いずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。

- ① 退職教職員から登録抹消届（様式第４号）の提出があった場合
- ② 事業の趣旨等に反し不適当な行為等を行った場合

（２）前項の規定により登録を抹消したときは、センターは、遅滞なく登録抹消通知書（様式第５号）を当該退職教職員に送付する。また、当該退職教職員は登録証（様式第３号）をセンターへ返却しなければならない。

5 派遣の手続

派遣の手続は次のとおりとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

- (1) 退職教職員の派遣を希望する小中学校は、派遣希望日の14日前までに、センターに連絡する。
- (2) センターは、退職教職員の派遣先及び日時等を調整のうえ、当該小中学校に連絡する。
- (3) 前項の連絡を受けた小中学校は、退職教職員派遣申請（様式第6号）をセンターへ電子メールで提出する。
- (4) センターは、派遣申請を受理した場合は、派遣退職教職員（以下「派遣者」という）を決定し、退職教職員派遣決定通知（様式第7号）を当該小中学校及び関係市町教育委員会へ送付する。

6 派遣内容の変更及び派遣の中止

- (1) 所長は、次の各号いずれかに該当する場合は、派遣内容の変更及び派遣の中止を行うことができる。
 - ① 派遣者から退職教職員派遣の変更（中止）の依頼があった場合
 - ② 派遣先小中学校長から退職教職員派遣の変更（中止）の依頼があった場合
 - ③ その他派遣を中止することについてやむを得ないと認められる場合
- (2) 学校は、派遣内容の変更があった場合、速やかに退職教職員派遣変更申請（様式第9号）をセンターに送付する。
- (3) 前項の規定により派遣内容の変更及び派遣を中止したときは、センターは、遅滞なく派遣の変更及び中止について、派遣先小中学校、関係市町教育委員会及び派遣者へ連絡する。

7 事業実施報告

派遣先小中学校は、派遣者が業務を実施した月（派遣が複数の月にわたる場合は、月毎とする）の翌月の5日までに退職教職員派遣事業実施報告書（様式第8号）を作成し、センターへ提出する。

8 経費等

派遣者には、上記実施報告書に基づき、謝金及び島しょ部への派遣等に係る船賃相当額を支給する。当該謝金の支出事務はセンターにおいて行う。

9 守秘義務

本事業関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

10 報告徴収

所長は、コーディネーター、派遣者及び派遣先小中学校長から事業実施状況について必要な報告を求めることができる。

11 その他

上記のほか、本事業の実施に関し必要な事項については、県教育長が別に定める。

附 則

- この要項は、平成27年4月1日から施行する。
この要項は、平成28年4月1日から施行する。
この要項は、平成29年4月1日から施行する。
この要項は、平成30年4月1日から施行する。
この要項は、平成31年4月1日から施行する。
この要項は、令和2年4月1日から施行する。
この要項は、令和3年4月1日から施行する。
この要項は、令和4年4月1日から施行する。
この要項は、令和5年4月1日から施行する。